

類別：機械器具 25 医療用鏡

一般医療機器 一般的名称：再使用可能な内視鏡用非能動処置具 JMDNコード：38818000

直型はさみ（指掛け型）

【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻等の二次的加工は折損等の原因となるので絶対に行わないこと。

※【形状・構造及び原理等】



【使用目的又は効果】

内視鏡視下手術に使用する鉗子

※【使用方法等】

ハンドル部を手で握ったり、緩めたりすることにより、先端部の鋭匙が開閉し、組織を採取する。

※【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- (1) 使用前に必ず洗浄、滅菌すること。
- (2) 使用目的（手術、処置等の医療行為）以外の目的で用いないこと。また、折損、曲がり等の原因に成り得るので使用時に必要以上の力（応力）を加えないこと。
- (3) 使用後は付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、ただちに洗浄液等に浸漬すること。
- (4) 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

2. 相互作用

電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また器械の表面を損傷するので併用しないこと。

※【保管方法及び有効期間等】

- (1) 貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐ為に保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- (2) 滅菌済のものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染

を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

※【保守・点検に係る事項】

「使用者による保守点検事項」

- (1) 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄、消毒すること。
- (2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- (3) 洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスイنفエクタ等）で洗浄するときには、刃物同士が接触して刃先を損傷することがないように注意をすること。また、ラチェット部等の可動部分は開放して、汚れが落ちやすいようにバスケット等に収納すること。
- (4) 洗剤の残留が無いよう十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
- (5) 洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥すること。
- (6) 可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑材を塗布することを推奨する。
- (7) 使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、刃の損傷、可動部の動き等に異常がないか点検をすること。
- (8) 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。なお、滅菌の為にセット・包装にあたっては、ラチェット部等の可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう配慮すること。
- (9) 強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時以外使用しないこと。

「業者による保守点検事項」

器械に異常が疑われる場合は、直ちに当社に修理を依頼すること。

※【製造販売業者及び製造業者の氏名及び名称等】

会社名：有限会社 新興光器製作所

住 所：〒184-0015

東京都小金井市貫井北町 1-6-20

三ツ木小金井ビル

TEL：042-312-0082